

議題：第2号

甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則の全部改正について

1 改正の理由及び改正規則

(1) 改正理由

平成26年5月の地方公務員法の一部改正により、地方公務員における人事評価の実施が定められ、平成28年4月1日より施行された。この法改正を受け、山梨県の学校職員においても人事評価制度が導入されたところであるが、本市の学校職員（甲府市学校職員給与条例第2条で定める、甲府商業高等学校・甲府商科専門学校の学校職員）について、県の学校職員の人事評価制度に準じた制度改定を行うにあたり、規則の改正を行う必要がある。

(2) 改正する規則

甲府市学校職員初任給、昇給等の基準に関する規則（昭和47年6月教委規則第9号、以下「現行規則」という。）

2 改正の概要

現行規則には人事評価に関する事項のほか、降格に係る事項が規定されていないため、山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和32年11月山梨県人事委員会規則第8号）に準じてこれを規定し、現行規則の全部を改正する。

- (1) 用語の定義に降格と降号を追加（第2条）
- (2) 上位資格の取得による昇格について規定（第8条）
- (3) 上位資格の取得等の場合の号給の決定について規定（第10条）
- (4) 降格について規定（第11条）
- (5) 降格の場合の号給について規定（第12条）
- (6) 降格時号給対応表（別表第4）を規定（第12条）
- (7) 降号について規定（第13条）
- (8) 昇給日について規定（第14条）
- (9) 昇給日の前日までの間において併せて考慮する事由について規定（第15条）
- (10) 勤務成績の証明について規定（第16条）
- (11) 行政職給料表の7級以上の職員に相当する職員について規定（第17条）
- (12) 昇給区分及び昇給の号給数を規定（第18条）
- (13) 昇給号給数表（別表第5）を規定（第18条）

3 施行期日等

- (1) この規則は、平成30年4月1日から施行する。

議題：第2号

○甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則

甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則（昭和47年6月教委規則第9号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、甲府市学校職員給与条例（昭和28年1月条例第5号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の初任給、昇給及び昇格又は降格に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給料月額 給料表に定められている号給又は給料表に定められていない月額給の給付であって、条例第9条の2の規定による給料の調整額を含まないものをいう。
- (2) 昇格 職員（条例第2条に規定する学校職員をいう。以下同じ。）の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 昇給期間 職員の昇給に必要とされる条例第12条に規定する期間のそれぞれの最短の期間をいう。
- (4) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (5) 降号 職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。
- (6) 経歴年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（第4条の規定によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- (7) 必要経歴年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経歴年数をいう。
- (8) 在職年数 職員が同一の職務の級に引続き在職した年数をいう。
- (9) 必要在職年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在職年数をいう。

（級別資格基準表）

第3条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、級別資格基準表（別表第1）に定めるとおりとする。

2 前項の適用方法は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職務の級欄の区分及び学歴免許欄の区分に応じて適用し、それぞれの区分に対応す

議題：第2号

る同表の職務の級欄に定める上欄の数字は、当該職務の級に決定するための必要在職年数を、下欄の数字は、当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

(経験年数の起算及び換算)

第4条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許欄の区分の適用にあたって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

- 2 級別資格基準表の学歴免許欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経験のうち、職員として同種の職種の職務に在職した年数以外の年数については、甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（平成18年3月規則第28号）別表第3経験年数換算表に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。ただし、同表中「他の職員との均衡を著しく失う場合は、50/100以下」とあるのは、「教育職給料表の適用を受ける職員に適用する場合は、50/100以下」と読み替えるものとする。

(新たに職員となった者の職務の級)

第5条 新たに職員となった者の職務の級を決める場合にあつては、その職務の級について級別資格基準表に定める資格を有しなければならない。

(初任給基準表の適用方法)

第6条 初任給基準表は、別表第2に掲げるとおりとし、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分及び学歴免許欄の区分に応じて適用する。

(昇格)

第7条 職員を昇格させるときは、級別資格基準表に定める基準に従いその者の資格に応じて1級上位の職務の級に決定するものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。
- 3 第1項の場合において、その昇格させようとする職員が現に属する職務の級において、その昇給させようとする職員が現に属する職務の級において1年以上在職していなければ昇格させることはできない。ただし、在職年数が1年に満たない者を職務の特殊性等により特に昇格させる必要がある場合に

議題：第2号

において、あらかじめ教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(上位資格の取得等による昇格)

第8条 現に職員である者が上位の職務の級に必要な資格を取得した場合においては、前条の規定にかかわらず級別資格基準表の基準に従って、それぞれの資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

2 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は重度心身障害となった場合は、前条の規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会の承認を得て昇格させることができる。

(昇格の場合の号給)

第9条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第3に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

(上位資格の取得等の場合の号給の決定)

第10条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給に初任給として受けるべき資格を取得した場合、又は教育委員会が定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号給を教育委員会の定めるところにより上位の号給に決定することができる。

(降格)

第11条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき、その職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認めなければならない。

3 職員から書面による同意を得た場合には、第1項の規定により当該職員を降格させることができる。

(降格の場合の号給)

第12条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第4に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

2 職員を降格させた場合で、当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の

議題：第2号

級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。ただし、高等学校教育職給料表の職務の級3級から特2級に在職させることなく2級に職員を降格させた場合には、当該2級を3級の1級下位の職務とみなして前項の規定を適用する。

- 3 前2項の規定により、職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

(降号)

第13条 甲府市職員の分限に関する条例（昭和38年4月条例第12号）第4条の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

(昇給日)

第14条 条例第12条第1項の教育委員会が定める日は、毎年4月1日（以下「昇給日」という。）とする。

(昇給日の前日までの間において併せて考慮する事由)

第15条 条例第12条第1項の教育委員会が定める事由は、懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたこととする。

(勤務成績の証明)

第16条 条例第12条第1項の規定による昇給（第19条において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(行政職給料表の7級以上の職員に相当する職員)

第17条 条例第12条第2項の規定による行政職給料表の7級以上の職員に相当する職員として教育委員会が定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 高等学校教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの

議題：第2号

(2) 商科専門学校教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの

(昇給区分及び昇給の号給数)

第18条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)は、第16条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第3号ア又はイに掲げる職員に該当するか否かの判断は、教育委員会の定めるところにより行うものとする。

(1) 勤務成績が特に良好である職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

ア 勤務成績が極めて良好である職員 A

イ アに掲げる職員以外の職員 B

(2) 勤務成績が良好である職員 C

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員及び昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次項において「基準期間」という。)において懲戒処分を受けた職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

ア 勤務成績がやや良好でない職員 D

イ 勤務成績が良好でない職員 E

2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 教育委員会の定める事由以外の事由によって基準期間の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(前項第3号イに掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。) D

(2) 教育委員会の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

3 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分

議題：第2号

を除く。)に決定することができる。

- 4 任命権者において、前3項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、これらの昇給区分に決定すべき職員が少数である場合その他の教育委員会の定める場合を除き、教育委員会の定める割合におおむね合致していなければならない。
- 5 条例第12条第1項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第5に定める昇給号給数表に定める号給数とする。ただし、同表に定める昇給区分に応じた昇給の号給数によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ教育委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。
- 6 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第10条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(教育委員会の定める職員にあっては、第1項から前項までの規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で教育委員会の定める号給数)とする。
- 7 前2項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。
- 8 第5項又は第6項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動をした職員にあっては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第5項及び第6項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

(給料の訂正)

第19条 職員の給料の決定に誤りがあり、任命権者がこれを訂正しようとする場合において、あらかじめ教育委員会の承認を得たときは、その訂正(昇給期間の短縮を含む。)を将来にむかって行うことができる。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要な事項

議題：第2号

は、山梨県学校職員の基準に応じて教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

級別資格基準表

1 高等学校教育職給料表

職種	学歴免許	職務の級		
		1 級	2 級	特 2 級
校長	大学卒		0	0
	短大卒		0	0
副校長及び教頭	大学卒		0	0
	短大卒		2	0
主幹教諭	大学卒		0	7
	短大卒		0	10
教諭及び養護教諭	大学卒		0	
	短大卒	0	1.5	
助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手	大学卒	0	県の基準による	
	短大卒	0	県の基準による	
	高校卒		県の基準による	

議題：第2号

2 商科専門学校教育職給料表

職種	職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級
	学歴免許					
副校長 主任教官	大学卒				6	5
			0	7	12	
	短大卒			6	5	
			0	10	15	
教官	大学卒			6		
		0	1	7		
	短大卒		2.5	6		
		0	2.5	9		
講師	大学卒					
		0	1			
	短大卒		2.5			
		0	2.5			
助手	大学卒					
		0				
	短大卒					
		0				

議題：第2号

別表第2（第6条関係）

初任給基準表

1 高等学校教育職給料表

職種	学歴免許等	初任給
教諭及び養護教諭	博士課程修了	2級35号給
	修士課程修了	2級17号給
	専門職学位課程修了	
	大学卒	2級5号給
	短大卒	1級15号給
助教諭、養護助教諭、 講師及び実習助手	大学卒	1級25号給
	短大卒	1級15号給
	高校卒	1級5号給

2 商科専門学校教育職給料表

職種	学歴免許等	初任給
講師	博士課程修了	2級35号給
	修士課程修了	2級17号給
	専門職学位課程修了	
	大学卒	1級17号給
助手	博士課程修了	1級47号給
	修士課程修了	1級29号給
	専門職学位課程修了	
	大学卒	1級17号給
	短大卒	1級7号給

議題：第2号

別表第3（第9条関係）

昇格時号給対応表

1 高等学校教育職給料表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	特2級	3級		4級
			2級からの昇格の場合	特2級からの昇格の場合	
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1
15	1	1	1	1	1
16	1	1	1	1	1
17	1	1	1	1	1
18	1	1	1	1	1
19	1	1	1	1	1
20	1	1	1	1	1
21	1	1	1	1	1
22	2	1	1	1	1
23	3	1	1	1	1
24	4	1	1	1	1

議題：第2号

25	5	1	1	1	1
26	6	2	1	2	1
27	7	3	1	3	1
28	8	4	1	4	1
29	9	5	1	5	1
30	10	6	1	6	1
31	11	7	1	7	1
32	12	8	1	8	1
33	13	9	1	9	1
34	14	10	1	10	1
35	15	11	1	11	1
36	16	12	1	12	1
37	17	13	1	13	1
38	18	14	1	14	1
39	19	15	1	15	1
40	20	16	1	16	1
41	21	17	1	17	1
42	22	18	1	18	2
43	23	19	1	19	3
44	24	20	1	20	4
45	25	21	1	21	5
46	26	22	1	22	6
47	27	23	1	23	7
48	28	24	1	24	8
49	29	25	1	25	9
50	29	26	1	26	10
51	30	27	1	27	11
52	30	28	1	28	12
53	31	29	1	29	13
54	31	30	2	30	14
55	32	31	3	31	15

議題：第2号

56	32	32	4	32	16
57	33	33	5	33	17
58	33	34	6	34	18
59	34	35	7	35	19
60	34	36	8	36	20
61	35	37	9	37	21
62	35	38	10	38	22
63	36	39	11	39	23
64	36	40	12	40	24
65	37	41	13	41	25
66	37	42	14	42	25
67	38	43	15	43	26
68	38	44	16	44	26
69	39	45	17	45	27
70	39	46	18	46	27
71	40	47	19	47	28
72	40	48	20	48	28
73	41	49	21	49	29
74	42	50	22	50	29
75	43	51	23	51	30
76	44	52	24	52	30
77	45	53	25	53	31
78	45	54	26	54	
79	46	55	27	55	
80	46	56	28	56	
81	47	57	29	57	
82	47	58	30	58	
83	48	59	31	59	
84	48	60	32	60	
85	49	61	33	61	
86	49	62	34	61	

議題：第2号

87	50	63	35	62	
88	50	64	36	62	
89	51	65	37	63	
90	51	66	38	63	
91	52	67	39	64	
92	52	68	40	64	
93	53	69	41	65	
94	53	70	42	66	
95	54	71	43	67	
96	54	72	44	68	
97	55	73	45	69	
98	55	74	46	69	
99	56	75	47	69	
100	56	76	48	70	
101	57	77	49	70	
102	57	78	49	70	
103	57	79	50	71	
104	58	80	50	71	
105	58	81	51	71	
106	58	81	51	72	
107	59	82	52	72	
108	59	82	52	72	
109	59	83	53	73	
110	60	83	53		
111	60	84	54		
112	60	84	54		
113	61	85	55		
114	61	85	55		
115	61	86	56		
116	61	86	56		
117	61	87	57		

議題：第2号

118	61	87	57		
119	62	88	57		
120	62	88	57		
121	62	89	57		
122	62	89	57		
123	62	89	57		
124	62	89	58		
125	63	89	58		
126	63	90	58		
127	63	90	58		
128	63	90	58		
129	63	90	58		
130	63	90	58		
131	64	91	59		
132	64	91	59		
133	64	91	59		
134	64	91	59		
135	64	91	59		
136	64	92	59		
137	65	92	59		
138	65	92	59		
139	65	92	59		
140	65	92	59		
141	65	93	59		
142	66	93	59		
143	66	94	60		
144	66	94	60		
145	66	95	60		
146	66				
147	67				
148	67				

議題：第2号

149	67				
150	67				
151	67				
152	68				
153	69				

議題：第2号

2 商科専門学校教育職給料表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	2	1	1	1
15	3	1	1	1
16	4	1	1	1
17	5	1	1	1
18	6	1	1	1
19	7	1	1	1
20	8	1	1	1
21	9	1	1	1
22	10	2	2	1
23	11	3	3	1
24	12	4	4	1
25	13	5	5	1
26	14	6	6	1
27	15	7	7	1

議題：第2号

28	16	8	8	1
29	17	9	9	1
30	18	10	10	1
31	19	11	11	1
32	20	12	12	1
33	21	13	13	1
34	22	14	14	1
35	23	15	15	1
36	24	16	16	1
37	25	17	17	1
38	26	18	18	1
39	27	19	19	1
40	28	20	20	1
41	29	21	21	1
42	29	22	22	1
43	29	23	23	1
44	30	24	24	1
45	30	25	25	1
46	30	26	26	1
47	31	27	27	1
48	31	28	28	1
49	31	29	29	1
50	32	30	30	1
51	32	31	31	1
52	32	32	32	1
53	33	33	33	1
54	33	34	33	2
55	34	35	34	3
56	34	36	34	4
57	35	37	35	5
58	35	38	35	6

議題：第2号

59	36	39	36	7
60	36	40	36	8
61	37	41	37	9
62	37	42	38	10
63	38	43	39	11
64	38	44	40	12
65	39	45	41	13
66	39	46	41	14
67	40	47	42	15
68	40	48	42	16
69	41	49	43	17
70	41	49	43	17
71	42	50	44	18
72	42	50	44	18
73	43	51	45	19
74	43	51	45	19
75	44	52	45	20
76	44	52	46	20
77	45	53	46	21
78	45	54	46	21
79	46	55	47	22
80	46	56	47	22
81	47	57	47	22
82	47	58	48	22
83	48	59	48	23
84	48	60	48	23
85	49	61	49	23
86	49	62	49	24
87	49	63	49	24
88	50	64	49	24
89	50	65	50	25

議題：第2号

90	50	66	50	25
91	51	67	50	25
92	51	68	50	26
93	51	69	51	26
94	52	69	51	26
95	52	70	51	27
96	52	70	51	27
97	53	71	51	27
98	53	71	52	
99	53	72	52	
100	53	72	52	
101	53	73	52	
102	54	74	52	
103	54	75	53	
104	54	76	53	
105	54	77	53	
106	54	78	53	
107	55	79	53	
108	55	80	54	
109	55	80	54	
110	55	80	54	
111	55	80	55	
112	56	80	55	
113	56	80	55	
114	56	80		
115	56	80		
116	56	80		
117	57	80		
118	57	80		
119	57	80		
120	57	80		

議題：第2号

121	57	80		
122	57	80		
123	58	80		
124	58	80		
125	58	80		
126	58			
127	58			
128	58			
129	59			
130	59			
131	59			
132	59			
133	59			
134	59			
135	60			
136	60			
137	60			
138	60			
139	60			
140	60			
141	61			

議題：第2号

別表第4（第12条関係）

降格時号給対応表

1 高等学校教育職給料表

降格した日の前日に受けていた号給	1級	2級		特2級	3級
		特2級からの降格の場合	3級からの降格の場合		
1	21	25	53	29	41
2	22	26	54	30	42
3	23	27	55	30	43
4	24	28	56	31	44
5	25	29	57	32	45
6	26	30	58	33	46
7	27	31	59	34	47
8	28	32	60	35	48
9	29	33	61	36	49
10	30	34	62	37	50
11	31	35	63	38	51
12	32	36	64	39	52
13	33	37	65	40	53
14	34	38	66	41	54
15	35	39	67	42	55
16	36	40	68	43	56
17	37	41	69	44	57
18	38	42	70	45	58
19	39	43	71	46	59
20	40	44	72	47	60
21	41	45	73	48	61
22	42	46	74	49	62
23	43	47	75	50	63

議題：第2号

24	44	48	76	51	64
25	45	49	77	52	66
26	46	50	78	53	68
27	47	51	79	54	70
28	48	52	80	55	72
29	50	53	81	56	74
30	52	54	82	57	76
31	54	55	83	58	77
32	56	56	84	59	77
33	58	57	85	61	77
34	60	58	86	62	77
35	62	59	87	63	77
36	64	60	88	64	77
37	66	61	89	65	77
38	68	62	90	66	
39	70	63	91	67	
40	72	64	92	68	
41	73	65	93	69	
42	74	66	94	70	
43	75	67	95	71	
44	76	68	96	72	
45	78	69	97	73	
46	80	70	98	74	
47	82	71	99	75	
48	84	72	100	76	
49	86	73	102	78	
50	88	74	104	80	
51	90	75	106	81	
52	92	76	108	82	
53	94	77	110	83	
54	96	78	112	84	

議題：第2号

55	98	79	114	85	
56	100	80	116	89	
57	103	81	123	90	
58	106	82	130	92	
59	109	83	142	94	
60	112	84	145	95	
61	118	85	145	95	
62	124	86	145	95	
63	130	87	145	95	
64	136	88	145	95	
65	141	89	145	95	
66	146	90	145	95	
67	151	91	145	95	
68	153	92	145	95	
69	153	93	145	95	
70	153	94	145	95	
71	153	95	145	95	
72	153	96	145	95	
73	153	97	145	95	
74	153	98	145	95	
75	153	99	145	95	
76	153	100	145	95	
77	153	101	145	95	
78	153	102			
79	153	103			
80	153	104			
81	153	106			
82	153	108			
83	153	110			
84	153	112			
85	153	114			

議題：第2号

86	153	116			
87	153	118			
88	153	120			
89	153	125			
90	153	130			
91	153	135			
92	153	140			
93	153	142			
94	153	144			
95	153	145			
96	153	145			
97	153	145			
98	153	145			
99	153	145			
100	153	145			
101	153	145			
102	153	145			
103	153	145			
104	153	145			
105	153	145			
106	153	145			
107	153	145			
108	153	145			
109	153	145			
110	153				
111	153				
112	153				
113	153				
114	153				
115	153				
116	153				

議題：第2号

117	153				
118	153				
119	153				
120	153				
121	153				
122	153				
123	153				
124	153				
125	153				
126	153				
127	153				
128	153				
129	153				
130	153				
131	153				
132	153				
133	153				
134	153				
135	153				
136	153				
137	153				
138	153				
139	153				
140	153				
141	153				
142	153				
143	153				
144	153				
145	153				

議題：第2号

2 商科専門学校教育職給料表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	13	21	21	53
2	13	22	22	54
3	13	23	23	55
4	14	24	24	56
5	16	25	25	57
6	17	26	26	58
7	18	27	27	59
8	19	28	28	60
9	20	29	29	61
10	21	30	30	62
11	23	31	31	63
12	24	32	32	64
13	25	33	33	65
14	26	34	34	66
15	27	35	35	67
16	28	36	36	68
17	29	37	37	70
18	30	38	38	72
19	31	39	39	74
20	32	40	40	76
21	33	41	41	78
22	34	42	42	82
23	35	43	43	85
24	36	44	44	88
25	37	45	45	91
26	38	46	46	94

議題：第2号

27	39	47	47	97
28	40	48	48	97
29	43	49	49	97
30	46	50	50	97
31	49	51	51	97
32	52	52	52	97
33	55	53	54	97
34	58	54	56	97
35	61	55	58	97
36	64	56	60	97
37	65	57	61	97
38	66	58	62	97
39	67	59	63	97
40	68	60	64	97
41	70	61	66	97
42	72	62	68	97
43	74	63	70	97
44	76	64	72	97
45	78	65	75	97
46	80	66	78	97
47	82	67	81	97
48	84	68	84	97
49	87	70	88	97
50	90	72	92	
51	93	74	97	
52	96	76	102	
53	101	77	107	
54	106	78	110	
55	111	79	113	
56	116	80	113	
57	122	81	113	

議題：第2号

58	128	82	113	
59	134	83	113	
60	140	84	113	
61	141	85	113	
62	141	86	113	
63	141	87	113	
64	141	88	113	
65	141	89	113	
66	141	90	113	
67	141	91	113	
68	141	92	113	
69	141	94	113	
70	141	96	113	
71	141	98	113	
72	141	100	113	
73	141	101	113	
74	141	102	113	
75	141	103	113	
76	141	104	113	
77	141	105	113	
78	141	106	113	
79	141	107	113	
80	141	125	113	
81	141	125	113	
82	141	125	113	
83	141	125	113	
84	141	125	113	
85	141	125	113	
86	141	125	113	
87	141	125	113	
88	141	125	113	

議題：第2号

89	141	125	113	
90	141	125	113	
91	141	125	113	
92	141	125	113	
93	141	125	113	
94	141	125	113	
95	141	125	113	
96	141	125	113	
97	141	125	113	
98	141	125		
99	141	125		
100	141	125		
101	141	125		
102	141	125		
103	141	125		
104	141	125		
105	141	125		
106	141	125		
107	141	125		
108	141	125		
109	141	125		
110	141	125		
111	141	125		
112	141	125		
113	141	125		
114	141			
115	141			
116	141			
117	141			
118	141			
119	141			

議題：第2号

120	141			
121	141			
122	141			
123	141			
124	141			
125	141			

別表第5（第18条関係）

昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8以上	6	4（第17条の各号に掲げる職員にあっては3）	2	0

I 経過概要

- 1 新しい時代を担う人づくり基金運営委員会の設置
平成4年 「新しい時代を担う人づくり基金運営委員会」設置
委員長 久保田泰夫（山梨大学教授） 副委員長以下委員22人

◆目的

○新しい時代を担う人づくりを目指して、「甲府の教育」の全体像を構築し、創造性豊かな人づくりに資するために、調査・研究及び検討し、その推進を図ることを目的とする。

所掌事項

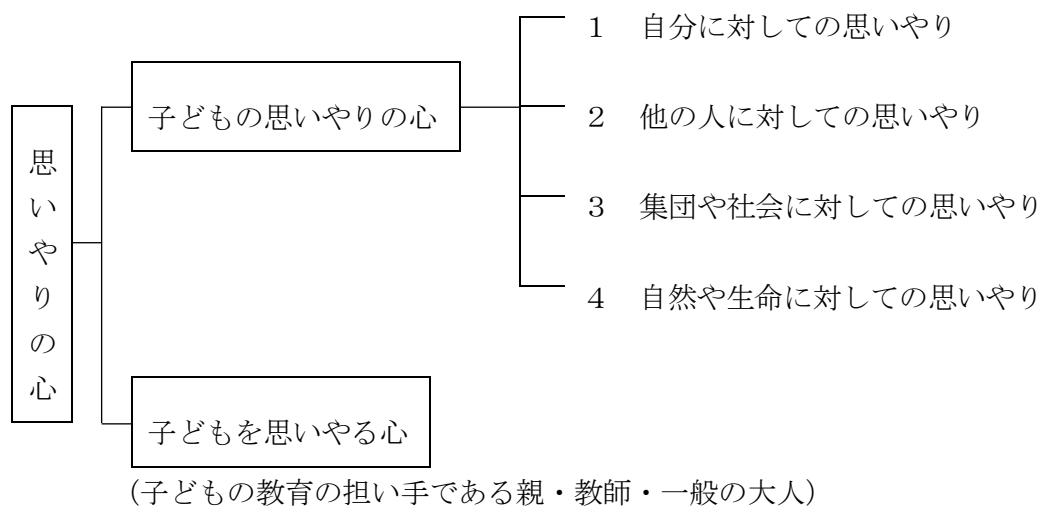
委員会は、次の事項について調査・研究及び検討し、その推進を図る。

- (1) 「甲府の教育」の構築と推進について
- (2) 姉妹都市及び友好都市との教育・文化交流への助成
- (3) 地域社会と学校教育との交流への助成・奨励について
- (4) 児童生徒の望ましい考えや生活態度等への奨励について**
- (5) その他委員会の趣旨に添った事業への助成・奨励について
(新しい時代を担う人づくり基金運営委員会設置要綱より)

◆「甲府の子どもの教育」の設定

○甲府の子どもの教育の中核「思い遣る心」の設定

現在の子どものに欠けている点を考え、さらに将来の子どもの生きる世界を予測し、21世紀の時代を担う子どもの育成を考えて、「思いやり」を次のように広義にとらえた。



*思いやりの心を「思い遣る心」と表現して甲府の子どもの教育の中核とした。
(子ども自身、学校・家庭・地域が主体的、行動的にかかわっていくことが大切)

(参考) 実態調査 (平成4年)

調査対象 小学生4,212名・中学生7,169名・高校生1,588名・父母・一般1,569名

II 「なでしこ賞・撫子賞」経過

- 従来の表彰の概念にとらわれない「なでしこ賞・撫子賞」
友達との望ましい人間関係を作っている者や他の児童生徒の模範となるような善行をした者を表彰する。

◆平成4年度以降の「なでしこ賞・撫子賞」の表彰経過

平成4年度被表彰者 合計127名

以後、各校長の推薦者を本委員会で審査し、毎年40～50程度の個人・団体を表彰。

平成29年度被表彰者

小学校 個人23名 3団体14名

中学校 個人10名 1団体10名

高校 個人1名 1団体27名

平成29年度までの被表彰者総合計 5,146名

◆表彰の基本的な考え方及び被表彰者の対象について

新しい時代を担う人づくり基金事業の一環として表彰する児童生徒は、従来の表彰の概念にはとらわれず、次のような条件を満たしている児童生徒を表彰するものとする。

甲府市内の小中高に在学する児童生徒で、友達との望ましい人間関係をつくっている者や、他の児童生徒の模範となるような善行をした者を対象とする。

具体的には次のような行為を実践している児童生徒を対象とする。

「具体例」

- (1) 困っている友達（外国籍児童や下級生も含む）に思いやりの心を持って接し、顕著な援助活動をしている者または団体
- (2) 地域の公共物の愛護や地域の広場・公園等の清掃、長期休業中に花壇の水やり、動物のえさやり等を自主的にしている者または団体
- (3) 一人住まいの老人等困っている家庭の援助活動や社会施設等の奉仕活動を自主的にしている者または団体
- (4) 子供クラブや育成会の行事、その他、地域の行事等で中心的役割を果たし、積極的に活動に参加したり、下級生の指導や面倒をみるなど地域社会の向上に役立っている者または団体
- (5) 地域の美化や自然愛護の活動を熱心に行っている者または団体
- (6) 家族の一員として、恵まれない状況を乗り越え、家族愛に燃え、顕著な行動を行っている者

◆平成29年度経過

10/11 各学校長に「なでしこ賞・撫子賞」推薦依頼（12/4提出）

1/16 第2回委員会にて被表彰者の選定・教育長に報告

2/2 撫子賞表彰式

平成29年度「なでしこ賞・撫子賞」被表彰者

「なでしこ賞」被表彰者(小学校)

小学生 個人の部：善行賞
15人

小学生 個人の部：友達賞
8人

団体の部：善行賞		
校名	団体名	人数
大國小学校	大國小仲よしフラワーズ	4人
中道北小学校	中道北小児童会本部	5人

団体の部：友達賞		
校名	団体名	人数
石田小学校	石田小「いっしーず」	5人

「撫子賞」被表彰者(中学校)

中学生 個人の部：善行賞
6人

中学生 個人の部：友達賞
4人

団体の部：善行賞		
校名	団体名	人数
南中学校	南中学校ボランティア委員会	10人

「撫子賞」被表彰者(高等学校)

高校生 個人の部：善行賞
1人

校名	団体名	人数
甲府商業高等学校	甲府商業高等学校ソングリーダー部	27人

なでしこ賞・撫子賞 被表彰者数(団体数)一覧

校種	種別	賞名	人数・団体数
小学生	個人	善行賞	15人
		友達賞	8人
	団体	善行賞	2団体(9人)
		友達賞	1団体(5人)
中学生	個人	善行賞	6人
		友達賞	4人
	団体	善行賞	1団体(10人)
高校生	個人	善行賞	1人
	団体	善行賞	1団体(27人)
個人 34人 / 団体 5団体(51人)			

報告：第3号

教員の多忙化解消に向けた「学校閉庁日」の試行について

【目的】

「学校における働き方改革に係る緊急提言」で示されているように、長期休業期間に学校閉庁日を設定し、教員が年次有給休暇を取得しやすいようにする。

平成30年度、甲府市立小中学校の夏季休業中に3日間程度の学校閉庁日を試行し、その効果や課題について検証する。

【設定日】

平成30年8月13日（月）から15日（水）までの3日間

【緊急時の対応】

閉庁期間中における児童・生徒の事件事故等の緊急事案に対しての保護者からの連絡は、教育委員会学校教育課にて受信し、必要に応じて管理職に連絡する。

【保護者・市民への周知】

保護者への周知・・・平成30年6月頃までに、市教委からの保護者宛文書及び各学校が発行する学校だより等により周知

P T Aへの周知・・・市P T A連合会への周知
各学校でのP T A本部会等での周知

市民への周知・・・広報紙・ホームページでの周知

【その他】

本年度までは山梨県内市町村における「学校閉庁日」実施実績はないが、甲斐市・南アルプス市など峡中地区いくつかの市町村で夏休み3日間・県民の日・学校創立記念日の年間5日間程度の閉庁日について平成30年度実施に向けて検討している。

全国的には多くの市町村ですでに実施されており、武蔵村山市・狛江市等「学校閉庁日」実施自治体への聞き取りにおいても、混乱等無く問題なく実施したとのこと。

以 上